

議 事 録

令和 6 年度四万十町農業委員会 1 2 月総会

日 時 令和 6 年 1 2 月 2 6 日 (木) 午後 3 時 3 0 分 開議

場 所 四万十町役場 十和地域振興局 2 階大ホール

日 程

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 1 | 指定第 21 号 | 会期の決定について |
| 第 2 | 指定第 22 号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第 3 | 報告第 18 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について |
| 第 4 | 報告第 19 号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第 5 | 議案第 37 号 | 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第 6 | 議案第 38 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第 7 | 議案第 39 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第 8 | 議案第 40 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について |
| 第 9 | 議案第 41 号 | 四万十町賃借料情報提供について |
| 第 10 | 報告第 20 号 | 目標地図 (素案) の提出について |
| 第 11 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 5. 欠席 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 欠席 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 欠席 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 |
| 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 | 18. 欠席 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 欠席 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 吉良 寛一 | 26. 欠席 | 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席 | 31. 武市 敏男 | 32. 欠席 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- | | | | |
|----------|---------|-----------|----------|
| 5 佐竹 孝太 | 7 浜田 大彰 | 11 小野川 隆彦 | 18 吉田 健夫 |
| 21 岡村 博晶 | 26 甲把 雄 | 30 澤田 憲男 | 32 山本 誠二 |

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。年末の大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。先ほどの研修大変ご苦勞様でした。約 10 数年前、私も委員をやっておりましたが、ホビー館ができるあたりに、あそこを駐車場にしたいと、町から申し入れがあり農業委員会、特に大正十和の方には、やっぱりあの辺の優良農地はどうしても守りたいということで、簡単に賛成ができんぞということで、否決された案件が、その後、県の許可が出たということでああいう形になったということになっておりました。現在あんまり活用されてないのを聞くと本当に残念。せっかく、色々みんなで悩んだ結果、駐車場になったのに活用があんまりされてない状況で本当に残念な思いがいたしました。これも農業委員会で今までなかった否決された案件ということで、今日は見ていただきました。

それと今年ももうあと 5 日ほどで終わりになります。今年もいろいろございました。夏の猛烈な暑さ、いろんなことがございまして、特に今年は 9 月に農業委員、推進委員の改選がございまして、9 月より新しい体制での委員が発足いたしまして、新人さんもたくさん入っていただきまして、女性委員も 6 名のところが 7 名、1 名増えまして、皆さん頑張っていたいて、いい活動ができておると思います。

女性委員にとっては、県下で女性委員の多い町となっております。今日もここに来る前に、女性委員が集まってお食事会をやった後、今日参加していただいたと。毎回そんな感じでやっておるということ聞いておりますが、大変仲良く、皆さんがやってくれておりますので、そして委員の活動も期待をしております。それから新しい方も入ってくれておりますので、新しい農業委員会の活動につきましても、いろいろ期待しておりますので、来年以降またよろしく願い申し上げたいと思います。

それと今年一番の大きな目標でもありました、地域計画目標地図の作成に当たりまして、今年の 4 月より、今日はここに来てもらっておりますが、池田さんが臨時としてまとめる役をやっていただきまして、今日皆さんにお配りしておるような形でようやく出来上がりました。本当に大変な膨大な資料の中でまとめるというような形でやっていただいて本当にありがたいと思っております。今日は飲み会にも一緒に今日が最後だそうなので来てくれるということで、いっぱいさしたいと思っておりますので、皆さんもまたよろしく願い致します。目標地図ができたんですが、これが終わりではありませんので、これからが始まり、これをどういう風にしていくのか 5 年後、10 年後、どういう風に活用していくのか、集積集約をどうやって進めていくのかとにかく農地を農業を守っていくための一つの資料だと思っておりますので、これからも皆さんにもいろいろとお世話になりながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。それでは只今より 12 月総会を始めたいと思います。

議長

ただ今から、令和 6 年度四万十町農業委員会 12 月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

通常であれば、憲章朗読を行う所ですが、今回は時間の都合により省かせていただきます。

議長 本日の会議に、5 番 佐竹孝太委員、7 番 浜田大彰委員、11 番 小野川隆彦委員、18 番 吉田健夫委員、21 番 岡村博晶委員、26 番 甲把雄委員、30 番 澤田憲男委員、32 番 山本誠二委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農業委員 15 名、推進委員 16 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

 本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

 それでは、議事に移ります。

 日程第 1、指定第 21 号「会期の決定について」を議題とします。

 お諮りします。令和 6 年度四万十町農業委員会 12 月総会の会期は、令和 6 年 12 月 26 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

 次に、日程第 2、指定第 22 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 14 番 吉良榮委員と 39 番 梶原美智委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 18 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。

 事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 18 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届け出について」をご説明します。

 議案書は 3 ページからです。

 件数につきましては窪川地域の 4 件、西部地域の 1 件、計 5 件です。

 なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

 番号 1 番 土地の所在地、数神字小坂場 227 番、地目、畑、面積 158 m²、外 14 筆あり、合計 15 筆、面積計 6,659 m²です。届出日、令和 6 年 11 月 14 日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

 番号 2 番 土地の所在地、見付字山口 2455 番、地目、田、面積 1,517 m²、外 5 筆あり、合計 6 筆、面積計 5,190 m²です。届出日、令和 6 年 11 月 12 日、届出事由相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

 番号 3 番 土地の所在地、見付字カヤノ木 762 番 1、地目、田、面積 979 m²です。

届出日、令和6年11月12日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号4番 土地の所在地、仁井田字水分870番2、地目、畑、面積56㎡です。届出日、令和6年11月21日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

続きまして西部地域です。

番号5について説明します。土地の所在地、木屋ケ内字古宿480番、地目、畑、面積159㎡。外5筆あり、合計6筆で、面積が4,040㎡です。届出日、令和6年11月27日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第18号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務局処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第18号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第19号「非農地証明事務処理報告」について議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第19号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書5ページをご覧ください。

今月は窪川地域から2件となっております。

番号1番。添付資料は1ページから2ページです。

古市町26番1、地目、畑、面積、178㎡です。申請地は数十年以上前から耕作放棄され、現在は原野となっております。令和6年11月20日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号2番。添付資料は3ページから4ページです。

北琴平町1406番口、地目、畑、面積、892㎡です。申請地は40年以上前より耕作放棄され、現在に至っております。令和6年11月20日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第19号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第19号は終わります。

議長 続いて、日程第5 議案第37号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第37号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。議案書は6ページからです。申請地の位置は添付資料の5ページからになります。

件数につきましては窪川地域の1件、西部地域の3件、計4件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、根元原字南壱人越21番、地目、畑、面積132㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、栗と柿を栽培する計画となっています。

窪川地域は以上です。

続きまして西部地域です。

番号2について説明します。土地の所在地、十和川口字ヌタノモト1219番、地目、田、面積998㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。申請地では、水稻を栽培する予定です。

続いて番号3 土地の所在地、昭和字船渡ノ上162番1、地目、田、面積1,177㎡です。外1筆あり計2筆、面積は1,387㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。申請地では、水稻や野菜を栽培する予定です。

続いて番号4 土地の所在地、昭和字三島197番8、地目、田、面積857㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は相手方の希望、譲受理由は本人希望です。申請地では、水稻を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

議案書37号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、1番 山部洋平委員。

1番

番号1番について、譲渡人の姉また譲受人から20日に電話にて、両者から確認をいたしました。24日に現地確認をしております。この土地ですけど現況、木もあるんですけども、栗の木が既に栽培されていて、畑であることを確認しております。また、譲受人は農地を効率的に利用しており、年間150日以上農作業に従事することを確認しております。また、取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことも確認をしております。こちらの案件の土地は現在も営農を続けている譲渡人にとっては、飛び地的な場所にあつて、その不便さから数年前より周囲で田や山林を管理する譲受人に話をしていたものです。譲受人は今後も栗の木を増やす等して管理していくとのことでした。

以上の確認の結果、番号1の所有権移転は問題ないと判断を致しました。以上です。

議長

続いて、番号2番。36番 上野渡委員。

36 番

番号 2 番について譲渡人、譲受人両者から話を聞いてきました。

現況は田であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことも確認しています。譲渡人は町外に住んでいて、これまでこの田んぼは委託して作ってもらっていたようです。今回、譲受人の方から売って欲しいとの話があり、売買に至ったと聞きました。譲受人はこの田んぼのすぐ近くでも水稻を栽培している方で、今回取得する農地でも水稻を栽培するということです。

以上の確認の結果、番号 2 の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長

続いて、番号 3 番と 4 番。12 番 竹村加壽子委員。

12 番

21 日に 3 番と 4 番の譲受人に会いました。譲渡人が同じなので、同じ日に 3 番と 4 番の譲受人から話を聞き、現地を確認いたしました。

3 番について現況は畑と田んぼをしておりますが、譲受人の方は道下に田んぼがあって、獣の被害や水の被害なんかがありましたのでこの土地が欲しかったそうです。

4 番の方は、高齢ではありますが、息子たちが帰ってきて、手伝いをしてくれるということで、なんら問題はないと思います。

譲渡人の方はまだ若いんですけれども、高齢の母親と二人で田畑を作っておりますけれども、継続して耕作するのが困難なため売買に至ったとのことです。他のことについては何ら問題なく、譲受人は両方とも 150 日以上農業を行っておりますし、近隣も綺麗に整備しておりますので、悪影響なんかを与えることはないと思います。

以上のことで問題はないと確認いたしました。

議長

議案第 37 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 6 議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に

対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明します。

議案書は 7 ページです。今月は窪川地域の 1 件です。

番号 1 添付資料は 8 ページから 11 ページです。

申請地は 1 筆。土地の所在、七里字風呂ノ本乙 589 番 1、地目、田、面積 200 m²の農地です。権利事由は、所有権の移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、自己住宅の新設です。転用理由は、現在の家が数年前の台風災害により浸水被害を受け、老朽化してきたことから新築を考えており適地を探していましたが、住み慣れた土地である現在の居宅の隣接地を譲っていただけることとなり、当該申請地に新たに自己住宅を建築するものです。また、申請地は現在の宅地敷地より 1 m ほど高くなっており、現在の居宅については取り壊し、来客用の駐車場などに利用する予定です。農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、9 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干し場等を整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、北、西、南側は同意有の農地、東側は県道であり、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については特になく、整地後、全面砂利敷とします。進入計画については、東側の県道から町道を経由し、直接進入します。進入路の取り合わせ工事は特にありません。排水計画についてですが、生活排水は合併処理浄化槽により既存の排水路に排水します。雨水は申請地内で自然浸透及び申請地に傾斜を設け、県道の水路へ排出します。資金計画については、銀行の残高証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長

議案第 38 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足をお願いします。事務局。

事務局

すみません担当委員の甲把雄委員がお休みで実は佐竹孝太委員の方に補足説明を頼まれていたんですが、佐竹孝太委員が発熱されまして、急遽事務局の方で説明させていただきます。

12 月 24 日に譲受人に連絡し話を伺いました。許可がおり次第、着手することを確認しております。現地も確認しましたが面積など周辺農地への支障もなく、番号 1 番の転用は問題ないと判断しましたということで報告をいただいております。以上です。

議長

議案第 38 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 39 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第 39 号 番号 4 番は、議席番号 9 番 山本道雄委員が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番から 3 番の審議、採決を行いその後に山本道雄委員に退席いただき、番号 4 番の審議、採決を行います。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 39 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書は 8 ページからです。添付資料については 12 ページからになります。
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 7 年 1 月 6 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。
件数につきましては窪川地域 3 件、西部地域 1 件の計 4 件です。
利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。
番号 1 番、2 番、4 番については、農地中間管理機構の一括方式による賃貸借権の設定になります。
番号 1 番 土地の所在地、藤ノ川字正治口 1100 番、地目、田、面積 1,742 m²、外 7 筆あり、合計 8 筆、面積計 12,891 m²です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 3 月 1 日から令和 17 年 2 月 28 日までの 10 年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。
番号 2 番 土地の所在地、米奥字畝月埜 793 番 1、地目、田、面積 624 m²です。設定は新規になります。期間は令和 7 年 1 月 6 日から令和 12 年 12 月 1 日の 5 年 11 か月です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。
番号 1 番、2 番の説明は以上です。
続きまして西部地域です。
番号 3 土地の所在地、浦越字講田ノサコ 344 番、地目、田、面積 1,153 m²です。外 1 筆あり合計 2 筆、面積 1,763 m²です。設定は新規になります。期間は、令和 7 年 1 月

6日から令和11年12月31日までの5年になります。作物はセンブリを栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上です。

議長

議案第39号 番号1番から3番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。

番号1については私の案件でございまして、番号1番について先日22日に貸出人借受人から確認をとっております。利用権を設定する方と設定を受ける方は親戚関係で、設定する方のお父さんが亡くなられてからずっと、借受人が耕作をしており、また借受人はこの地区の担い手でもあり、今回も再設定ということでもありますので問題ないと判断をいたしました。

議長

続きまして、番号2番。6番 下元誠一郎委員。

6番

番号2番についてですが、12月24日に借受人に電話にて確認を行いました。また貸出人には12月25日に直接会いまして、現地も田であることを確認して参りました。

借受人は会社に勤めながらですが、熱心に農業に取り組まれています。年間150日以上農作業に従事していることと、周辺農地に悪影響を与えないことを確認しております。農用地利用集積計画の通りで、問題ないものと判断をいたします。以上です。

議長

続きまして、番号3番。11番 小野川隆彦委員が欠席ですので12番 竹村加壽子委員。

12番

小野川隆彦委員が急な用事のため来られないので代理で読ませていただきます。

3番、18日に貸出人に会い現地を確認しました。貸出人は娘になっておりますが、彼女は公務員でもあり、母親は高齢のため田んぼを荒らしたくないので、借受人に相談したところお互いに了解の上、無償で貸すことに至ったとのことです。年間200日以上農業に従事しており、長年にわたり農業をされ後継者もいる、地域の担い手です。内容も利用集積計画のとおりです。

新規の設定ですが、特に問題ないと判断いたしますとのことです。

議長

議案第39号 番号1番から3番について質疑を許します。質疑はありませんか。

15番 中原英昭委員。

15番

植栽面積ってあるじゃないですか。

これっていうのはこの一筆一筆、その現況の面積以外に植栽面積っていうのが出てるもんなんですか。今まで一個も気にならなかったのは、明らかに法面が大きくて、その植栽面積減ってるっていうので、大体こんなもんやろうっていうんでやってるのかなと勝手に思ってたんですけど、これやったら、12,000㎡あるうちのこれ600ぐらいしか変わらないにもかかわらず、植栽面積で金払うっていうようになってるじゃないですかっていうことは相当厳密に植栽面積が出てるっていうことやと思ったので聞いてます。

議長 当然、植栽面積が出てます。谷というか、傾斜がきつくなるほど岸も多くなるということで、実際の岸は基本的に上の方が下までというのが自分の面積となっておりますので、岸の上から岸の下までが自分の面積で岸が多くなるほど植栽面積は狭めになっていくということです。

15 番 こういう集成図のところに植栽面積が出てるやつがあるってということですか。

議長 あります。地元にもそういう資料も持ってます。

議長 6 番 下元誠一郎委員。

6 番 もう何年か前ですけど、役場でよく作物の今年何を作るとか言って聞き取りがあります。その時にモニターで見て、ちゃんと航空写真で見て、その時に植栽面積を減らされました。生姜なんか植えちゃったら、その転作金の絡みでですね。登記面積で払うよりは、植栽面積で国としては払いたいと思うきにそうやったかなと思います。町がちゃんと 1 筆ごとにやりました。各地区でそれはやったと思いますがね。何年か前にはそういうことがありました。

議長 22 番 掛水誠幸委員。

22 番 多分、植栽面積については自分ところがそうなんです。圃場整備した関係で終わった後に業者さんが畦畔部分と植栽面積部分も全部測りましたので、多分圃場整備されちゃうところは本当にかっちりした植栽面積が出てると思います。下元誠一郎委員が言われたように、航空写真でやったところについては若干の違いはあるかもわかりません。

議長 他に何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 39 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から 3 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 39 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番

から番号3番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号4番の審議を行いますので、9番 山本道雄委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号4番 土地の所在地、藤ノ川字下藤1395番、地目、田、面積3,225㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年3月1日から令和10年2月28日の3年です。作物はハウスでニラを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第39号 番号4番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足をお願いします。番号4番は私の案件です。
番号4番について、先日、借受人貸出人から確認をとっております。以前は、貸出人の弟さんがハウスニラを栽培しておりましたが、その弟さんが亡くなりましたので、その後、この借受人がずっと借り受けてニラを栽培しているという状況となっております。借受人は、地域の担い手守り手でもあり、また再設定でもありますので、問題ないと判断をいたしました。

議長 議案第39号 番号4番について質疑を許します。質疑はありませんか。
6番 下元誠一郎委員。

6番 これは現在ハウスが建っているんですかね。

議長 だいぶ前からハウスが建っています。

6番 ハウスが建って、その中でニラを栽培するということですかね。
よく聞かれるんですが、これえらい安いと思う。ハウスの借り賃がなんぼ、それからそれとまた別に土地代それでなんぼというふうに大体は決められちゅうような感じはするけど、これえらい安く貸しちゅうかなと思って、そういう感覚を受けますがとかどうでしょうね。

事務局 公社の契約は、基本的に土地代しか含まれてないので、この金額にハウスの金額は含まれていなくて、この設定を受けるものと設定するもの同士で別にハウス代を支払う契約があるというふうに聞いております。

議長 他に何かありませんか。15番 中原英昭委員。

15番 これまた植栽面積出てるんですけど、これはハウスの大きさじゃなくて、植栽面積がこんだけあって、その上に1反5畝とか1反のハウスが建ってるっていう考えなんですよね。

議長 ハウスの周りに余地もありまして、堆肥置き場みたいなものとか、いろいろ余地があります。

15 番 法面が 1,100 ぐらいあるっていうことですね。

議長 法面だけじゃなくて、ハウスが建っちゅうがと余地に色々な物を置いたりとか。

15 番 余地は植栽面積に入らんということですか。植栽面積が 2,100 と書いてあるから、植栽面積が 2,100 あって、法面が 1,100 あってハウスがその上に 1 反とか入っているってことですか。

議長 ハウスが 2,100 という事だと思えます。

15 番 うちもハウス建ってるけど、うちもこの 3,000 m²ぐらいあるところに 2 反のハウス建ってるんだけど。植栽面積は 2 反ってことになるんですか。
さっきの話と全然違う。さっきはちゃんと測って、植えるところの面積が植栽面積って言ってたのに、今度はハウスが建った途端にハウスの中だけで植栽面積になるって。

議長 ハウス以外のところで営農みたいな活動してないので、多分植栽面積がハウスの面積と。

15 番 植栽面積って植えられる面積じゃなくて植えてる面積でいうんですか。

議長 ハウスが特有やろうかね。普通は岸なんかの部分をのけた所、岸は植栽面積に入らないっていうのが普通ですけど。これは結構差があるんで 3200 の 2100。ハウスが 2 反ぐらいの感じ。

15 番 ハウスが建った途端に考え方が変わるということですかね。

議長 ハウスの場合はそういう解釈でやってるでしょうかね。そこで別の以外のところでも営農というか、お金につながるようなことをやっていたら、それは入れないかなるかもしれんですけど、もうハウス以外はお金になるようなもんは堆肥の置き場であったり、小屋が建っておるとか、そんな状況です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
- 議案第 39 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 4 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第 39 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 4 番は原案のとおり可決されました。
- 9 番山本道雄委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
- 議長 山本道雄委員、番号 4 番は原案のとおり可決されました。
- 議長 続いて、日程第 8 議案第 40 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 40 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に基づく要請について」を説明します。議案書は 12 ページです。添付資料は 40 ページからご覧ください。
- この議案が公社へ促進計画案の作成を要請してよいかの審議となっています。
- 件数につきましては窪川地域の 1 件です。
- 受け人の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。
- 番号 1 番、土地の所在地、大井野字松カサコ 710 番 1、地目、田、面積、375 m² です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。
- 期間は町認可日から令和 8 年 2 月 28 日となっております。
- 説明は以上になります。
- 議長 議案第 40 号について事務局の説明が終わりました。
- 担当委員の補足説明ですが、担当委員がお休みですので番号 1 番について事務局。
- 事務局 補足説明を預かっております。12 月 23 日に現地確認と借受人に会い、内容の確認をいたしました。現況は田であることを確認しました。今年まで耕作していた方が耕作できなくなり、借り手を探していたようで、借受人に相談があり、話を受けたとのことでした。借受人は大井野地区で水稻の栽培をしており、地域の担い手であります。促進計画案について特に問題はないと考えますとのことでした。
- 以上です。
- 議長 議案第 40 号について質疑を許します。質疑はありますか。
- (「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 40 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 40 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 41 号「四万十町賃借料情報提供について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 41 号「四万十町賃借料情報提供について」を説明します。

議案書は 13 ページです。

この賃借料情報提供とは、農地法第 52 条に基づき、地域ごとにおける賃借料の動向を収集し、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、農地の賃借料の情報提供を行うものです。今年 1 年間に賃貸借権を設定しました農地、議案件数 87 件、筆数 222 筆について調査し、12 月総会の決定を経て公表となります。

なお、米奥の基盤整備に係る案件については、賃借料は作物が反映されたものではないため、除いております。この賃借料情報は、作物ごとに分類し、水稻以外は、旧町村単位で公表しています。

水稻の部については、四万十町全体・基盤整備地域・未整備地域に分けています。あとは、野菜類、果樹、お茶を含めた普通畑の部、生姜の部、施設野菜の部、大豆の部の項目に分類しています。賃借料は、10a 当たりの単価を算出し、表示しています。粳、玄米などの物納で契約のあった場合は、1 袋 (30kg) 当たり 8,200 円に換算して計算しています。この単価は今年の JA 高知県四万十支所、十和支所のヒノヒカリの単価を参照しています。計算方法ですが、1 年間の賃借料を「地域」「作物」「基盤整備の有無」ごとに区分し、平均を求めます。また、その賃借料の中で、著しく高い場合、低い場合はデータ外としています。著しく高いとは、平均額×1.7 倍を超えるもの、著しく低いとは平均額×0.3 倍を下回るものとし、そのデータは計算には含まれていません。それ以外の賃借料のデータで平均額、最高額、最低額を求め公表しています。

今年水稻の部からいきますと四万十町の平均が 11,700 円になりまして、基盤整備地でいきますと 12,400 円、未整備地域ですと 10,200 円になります。

畑 (普通畑) の部におきましては、窪川地域の平均が 14,000 円、大正地域はデータがなく、十和地域の平均は 10,500 円となります。

生姜の部におきましては、窪川地域の平均が 48,600 円、大正地域の平均が 28,500 円、十和地域の平均が 20,000 円となります。

施設野菜の部に置しましては、窪川地域の平均が 88,300 円、十和地域の平均が 25,100 円となります。大豆の部に置しましては、窪川地域のみのデータで、平均が 4,000 円となります。簡単ですが説明は以上となります。

議長 議案第 41 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 41 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
毎年報告してあるんですが、特に初めて委員になられた方は分かりにくい部分だと思いますが、著しく高い 1.7 倍以上著しく低い 1.3 倍以下を除いた数ということになっております。そこらへんが特別高いとか、特別低いを参考にしよつたら、なかなか平均が出にくいということでそれ省いた中での計算方式となっております。それも含めた質問等もありましたらお願いします。

平均額もいろいろ出ておりますが、これはあくまでも今回取引があった形での平均みたいな形でありますので、データが 1 件しかなかったら、その 1 件がデータとなりますので、その 1 件のデータが今の状況に合っていない場合もありますが、あくまでも農業委員会に出てきたデータの中での計算方式になりますので、計算方式になりますので、これが全部こう今の時代の平均ですよという形ではないです。出てきた中での平均みたいな形がありますので、これは参考にさせていただくという形のデータとなると思います。

議長 37 番 佐々木通委員。

37 番 うちの部落で生姜に貸したという人がおるけどこの表を公表してもいいんですか。

議長 事務局。

事務局 これは公表しても大丈夫です。

議長 あくまでも参考みたいな。これが本当の今の相場ですよ。出てきたデータの中での数字ですので。データの中での平均、年によってはこれを上回ったり下回ったりする場合もありますのであくまでも参考でお願いします。

議長 8 番 宮崎恵美子委員。

8 番 この大豆の平均はデータ数 7 件で件数 2 件ってなってるけど、これ支援センターと他の以外の人を合わせてこの値段になっちゃうわけですか。支援センターはどこも問わずに同じ賃借料でやってると聞いたんですけど。聞いた値段と違うので聞いてみました。

事務局 畑大豆の部の分なんですが、データ 8 件のうち 1 件が支援センターで、7 件が個人の貸し借りで 4,000 円、この 1 件の支援センターは 8,000 円で、なのでこのデータか

らは除外されています。以上です。

議長 他に何かありませんか。10 番 東出一茂委員。

10 番 4 番の施設野菜ですけど、だいたい今まで 60,000 円やったと思いますけど、このデータ 1 件、83,000 円ですけど、最近上がってきたのでしょうか。

事務局 年間を通して 1 件のみですので、その金額がそのまま反映されています。

議長 他に何かありませんか。15 番 中原英昭委員。

15 番 生姜のやつなんですけど、旧窪川町にあってデータ数を見たら 38 あるけども、対象データが 37 ってことは 1 件飛び出ちゃうってことですね。それは 1.7 倍かコンマ 3 倍かということだと思んですけど。平均額の 1.7 倍って 8 万いくらになってくるし、やけどもそのデータがあるのか、そういうところがあったのか、その最低額、反当 1 万円ぐらいのところがあったのかっていうのは、これどっちなんでしょうか。

事務局 旧窪川町の除外された 1 件についてなんですけど、最低額を下回る 1 万 2 千円の取引があったので、それが 1 件除外されております。

議長 極端に高い極端に低いを除いたっていう形の平均と、今年あった取引の中の農業委員会に出てきた中のデータということでございますのであくまでも参考にさせていただきたい。

事務局 さっき質問あったので、森光も言ったように賃借料情報については、総会終了後にホームページ等で公告するようになります。よく問い合わせとか、事務局の方に来て賃借料情報聞いていく人おるんですけど、だいたいですね。過去 3 年とか 5 年の分を持って行って、その平均とかを参考に決められるところが多いみたいですので、こうやって 1 件だけですね。突出して高いところとか、過去の分とかも参考に決めてられてるみたいです。以上です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 41 号「四万十町賃借料情報提供について」本案のとおり承認し、農地法

第 52 条に基づく四万十町賃借料情報を別紙のとおり提供することに賛成の委員の
挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 41 号「四万十町賃借料情報提供について」は、原案のとおり可
決されました。

議長 続いて、日程第 10 報告第 20 号「目標地図の素案の提出について」を議題とし
ま
す。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 20 号「目標地図（素案）の提出について」をご説明します。
議案書は 15 ページ、添付資料は別途でお配りしている資料となります。
四万十町長より作成について依頼のありました、農業経営基盤強化促進法第 19 条第
3 項の地図（目標地図）の素案について、農業経営基盤強化促進法第 20 条第 2 項に基
づき作成しましたので四万十町長へ提出を行うものです。
お手元に、担当地区ごとの目標地図の素案と、その地区ごとの農業を担う者につい
ての名簿を添付しております。
これは、委員の皆様にもご協力いただきました、集落座談会や農業経営の意向調査
などを反映し作成してきたものです。令和 5 年 5 月 18 日付けで四万十町長から作成の
依頼があつて、実に 1 年と 7 ヶ月かかったことになりますが、ようやく形が出来まし
たので今回こういったものかお示しさせていただきます。
少し資料の説明をさせていただきます。地図のほうは、色分けをしておりますが、
緑色は自ら耕作、水色は貸借地を耕作、黄色は受け手の候補者があり、赤色が今後検
討（受け手募集）、白色が意向確認中となっております。ピンク色については基盤整備
事業地となっていまして、現段階では地図が反映されていないのでピンク色で網掛け
をしています。色付きの筆に番号が振られていると思いますが、この番号が A4 の名
簿にある耕作者（農業を担う者）の番号という事になります。
今後のスケジュールとしましては、12 月総会終了後、正式に四万十町長（農林水産
課）へ地図の提出、その後、町長部局（農林水産課）のほうで 1 月末にかけて地域へ
の説明、確認などを行い、2 月に関係機関へ文書にて意見聴取が行われます。当然、
農業委員会へも意見聴取が行われますので、2 月の総会に地域計画（案）を上程する
こととなります。意見聴取が終わりましたら、3 月に地域計画（案）の公告・縦覧を
行い、3 月 31 日に策定、公告という流れになります。以上、報告第 20 号の説明にな
ります。

議長 報告第 20 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
37 番 佐々木通委員。

37 番 受け手募集の地権者に直接会って、生姜でも何でも借りたい人もおるが貸すか

よってという相談をしてもよろしいでしょうか。

事務局 大丈夫です。今でも別に構わないです。

議長 8 番 宮崎恵美子委員。

8 番 B 分類は入っているんですか。

事務局 基本的には入っています。

議長 22 番 掛水誠幸委員。

22 番 地域計画についてですね。自分らも参加して、図面広げてここの地区は誰がこれで、十年後守っていけるねっていう話まで、自分の持ってた前回の所はした覚えがありますが、それが残念ながらアンケートが戻ってないのかどうかわかりませんが、全体に反映されてないような気がいたします。

事務局 基本的にはアンケートの回答でやってます。

アンケートの回収率は前も話しましたが、50%ぐらいですので、どうしても半分ぐらいいは、白いところがあるかと思います。それについてはまたアンケートであったり、聞き取りであったりですね。必要に応じてどんどん色をつけて、目標地図をさらに磨き上げて完成していくような流れに今後なっていくのかなというふうに思います。

議長 他になれば、報告第 20 号は終わります。

議長 続いて、日程第 11 その他の件について議題とします。

議長 女性委員から報告があるそうです。

16 番 12 月 9 日に女性委員 7 名で宇和島市津島町というところへ車で自分たちで行ってきました。海側を通って行ったら、宿毛の隣町なんですけど、十和の方から行くのとあんまり時間が変わらなくて、時間的にその海側から行ってきました。すごい楽しくて、その出発の時からすでに楽しいんです。それだけみんなワクワクして行ったんですけど、目的地は浦知っていうところなんですけど、そこに「あすも」という企業組合でいろいろ地域を盛り上げるようなことをしている女性のグループがいて、そこへお昼ご飯を食べに行ってきました。その「あすも」の動画がありますので 4 分 30 秒見てください。

津島町出身の兼業農家のお嫁さんなんですけど、おばあちゃんが作った大豆のいりこのやつを継承していかなとなくなるということから、そんな活動をしていて宇和島の真ん中にきさいや広場っていう直売所があるんですけど、その直売所ができる 2009 年の時に 15 年前かな、その彼女に米粉パンをやらないかという農協からの誘い

があって、米粉パンがちょうど出始めの頃に独学で勉強してきてパンを作り始めて、そのパンが直売所の中ですごくブームになってくれて、毎年1,000万、次の年は2,000万、次3,000万、6年間で7,000万まで到達しました。すごいよかったのに、JAの意向となんかかけ違いがあったのか、その担当をおろされて職員じゃなかったので自分でそこを脱退して、独立してお店を作るんですけど、そこのお店も3年ぐらやって、この学校が広くて綺麗で廃校なんですがこの学校へ移転してきて2年です。従業員が8名でその給料も払って、いろいろやって今黒字にやっと今年からなったというふうに言ってました。で、さっきから作っていた食品もずっと全部完売してます。そのいくら儲けたか、私も聞いてないんですけど、そういうことをしながら、それから買い物難民というか、困難者の救済に移動販売がすごく役に立っていますし、ずっと女性だけやってたんですけど、1人どうしても若い人で後継者を入れたいということで、誰かいないかと探したら一人、小学校2年生ぐらいから一度も外へ出たこともない若者がいまして、22歳か3歳ぐらやってと思います、その人が初めて働いてみる気になってその人を雇いました。で、彼がもう一人でパンを作れるようになってきつとこの代表者の跡継ぎになると思うんですけど、この10年間をかけて、その人に全部譲って、自分は仕事が今年愛媛県教育委員の5名の中に選ばれてでその方へ、この10年をかけてやっていくというような話をしました。とにかくどこもそうなんですけど、課題がだいたい同じ学校の廃校がいっぱい四万十町にもありますよね。そういうのを上手に使って地域のこの浦知という地域が集落で家が30軒で住民が91人。その中で金、土、日の日曜日にだいたい百人ぐらい来るそうです。どんどんと元気に軌道に乗ってやっているところへ2時間半でしたけど滞在時間が。このランチ食べて、それからその経営者の人に話を30分ぐらいしてもらって帰ってきましたけど、みんなその日は心揺さぶられたというか、ああ、こういう活動もあったなというような、そんな感じしてます。みんなすごいね、よかったっていうか楽しかったんです。宮崎さん一言お願いします。

8 番

本当パワーのある女性でもう爪の垢でも煎じて飲みたいぐらいの人でした。もう頭の回転も良くて、やりたいと思ったことはどんどん前に進めていくという素晴らしい人の話を聞きまして半分落ち込みました。自分ら何しゅうろうと思いましたけど、きっとでもああいう気持ちを持って、農業のことに関しても、地域のこととしてもやらないかんろうかと思いましたけど、ずいぶん年取りましたのであれですけど、もうちょっと元気なうちは一生懸命、あの人みたいに少しは頑張りたいと思って帰りました。本当にすごい人でした。えいと思うことはずっと実行する。タイへ自分が行きたいって、家族がお父さんとか、実家に反対されたいですけど、子供もちっちゃかったけど、旦那さんが行ってこいって3ヶ月はタイに行って、ちゃんと通訳も普通におったけど、行って勉強してきたそうで、いろんな人に教えてきたこともいっぱいあったらしいです。もうすごい人でした。すごいなあと思って、感心して帰ってきました。以上です。

議長

女性委員の報告ありがとうございます。

地域農業、また地域を守る活動なんかにもつながっておるような活動報告でした。

食育も含めたそういった部分の活動だったと思います。こういった形で女性委員が勉強してきていただいたことを今日発表したいということでしたので、報告ということになりました。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年度 四万十町農業委員会12月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後5時20分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長

署名委員 14 番

署名委員 39 番
